【別紙】

一般社団法人 日本ボクシング連盟 令和2年度 第1回臨時総会別添資料

2020. 11. 21 (\pm) 19:04 \sim 20:17

内田会長挨拶

本日はお忙しい中、臨時総会に御参加くださりありがとうございます。本日の総会の主たる目的は、公益法人に適合させるための定款及び規程の変更です。既にご存じの方もいらっしゃると思いますが、令和2年11月13日付けで、日本スポーツ協会から日本連盟に課せられていた勧告処分、いわゆる経過観察をようやく終了することが出来ました。

これもひとえに、皆様の日本連盟に対する御理解と御協力があったからこそ達成できたと、感謝申し上げます。

この2年間で組織運営が改善されたと、上位監督団体から認められ、この勧告処分の終了を以って、いよいよ公益法人として内閣府に認定されることも現実味を帯びて参りました。それに向けて 更なる努力を継続し続けることで、アマチュアボクシング界は発展していくと思います。

公益法人として認めてもらい、社会的信用を回復できた時、競技者及び日本連盟に対し、スポンサーからの収入も必ず増えると思います。

そのことにより、競技者が今まで以上により多くの国際大会に参加することが可能になると共に、 実戦経験の場を増やすことができます。選手の経験が増えれば、オリンピックでのメダル獲得が近 づき、競技団体が発展していくと思っております。

そして私たちはもう一つ、目標を達成しなくてはなりません。それは、国体の通年開催です。公益 法人化することにより、そのことも達成されると確信しております。これからも、公益法人を目指 す日本連盟の更なる御支援と御協力をお願いいたします。

本日は、総会ですので長くなると思いますが、最後までよろしくお願いいたします。

報告事項

- 第 1 号報告 日本スポーツ協会からの処分解除について 【専務理事】 (質疑なし)
- 第 2 号報告 公益法人化プロジェクトの進行状況 【公益化推進委員会】 (質疑なし)
- 第 2 号報告 ガバナンスコード適合性審査の状況 【公益化推進委員会】 (質疑なし)
- 第 3 号報告 令和 2 年度選抜大会について 【専務理事】 (質疑なし)
- 第 4 号報告 令和3年度全日本選手権について 【専務理事】 (質疑なし)
- 第5号報告 スポンサー規約の変更について 【専務理事】 (質疑なし)

その他

①新登録システムについて

菊池理事:ホームページを作成していない3県はどうするか説明してもらいたい。

豊田事務局長: 3県と直接相談しながら進めていきたい。

決議事項

第 1 号議案 定款変更について 【執行部】

【定款 新旧対照表1】

変更前	変更後	説明
第26条 この法人に、次の役員を置く。	第26条 この法人に、次の役員を置	ガバナンスコード原則2の
(1) 理事 20名以上40名以内	< ∘	(2)【理事会を 適正な規模
(以下略)	(1) 理事 15名以上24名以内	とし、実効性の確保を図るこ
	(以下略)	と】に適合させる観点も加味

	<u>, </u>	T
(構成) 第13条 この法人は、次の会	第13条 この法人は、次の会議をもっ	し、理事数上限を削減。 ※併せて、関連する役員選任 規則の条文も改正。 ・理事数が減少することによ
議をもって運営する。	第13末 この伝入は、伏の云磯をもう て運営する。	り業務執行理 事会の存在意義
(1) 総会	(1)総会	が薄まるため、業務執行理事
(2) 理事会	(2) 理事会	会を廃止する。業務執行理事
(3)業務執行理事会	_(削除)_	会に関する 部分を削除する。
(4.#1)	/±#.±\	₩ 7/r +L / - +m -+- /) □□ 1
(構成)	(構成)	・業務執行理事会に関する部
第34条この法人に理事会を置く。	第34条この法人に理事会を置く。	分を削除する。
2 理事会は、すべての理事をもって構成	2 理事会は、すべての理事をもって構	
する。	成する。	
3 業務執行理事会は、会長、副会長、専	_(削除)	
務理 事及び常務理事をもって構成する。	3 議長選任については第18条を準用	
4 議長選任については第18条を準用す	する。	
<u>る</u> 。		
(権限) 第35条 (略)	2 (略)	・業務執行理事会に関する部
2 (略)	(削除)	分を削除する。
3 業務執行理事会は、業務執行のため、		
迅 速に協議執行しなければならない事項		
で、法令及びこの法人の定款、規則等に		
おいて総会及び理事会の権限と定めるも		
の以外の事項について協議し、決議する		
ことができる。業務執行理事会において		
協議及び決議した事項については後日理		
事会に報告しなければならない。		
	(招集)	- 業務執行理事会に関する部
(招集)	1	
第36条 理事会及び業務執行理事会	第36条 理事会は、会長が招集する。	分を削除す る。
は、会長が招集する。会長が欠けたとき	会長が欠けたとき又は会長に事故があ	
又は会長に事故があるときは、事前に会	るときは、事前に会長が指名した理事	
長が指名した理事が理事会を招集する。	が理事会を招集する。	
2 (略)	2 (略)	
3 (略)	3 (略)	MAZE +1, /
(決議)	(決議)	・業務執行理事会に関する部
第37条 理事会及び業務執行理事会の決	第37条 理事会の決議は、決議につい	分を削除す る。
議 は、決議について特別の利害関係を有	て特 別の利害関係を有する理事を除く	
する理 事を除く理事の過半数が出席し、	理事の過半 数が出席し、その過半数を	
その過半数 をもって行う。	もって行う。	
(議事録)	(議事録)	・業務執行理事会に関する部
第38条 理事会及び業務執行理事会の	第38条 理事会の議事については、法	分を削除する。
議事 については、法令の定めるところに	令の 定めるところにより、議事録を作	
より、議 事録を作成する。	成する。	
2 (略)	2 (略)	
(理事会規則)	(理事会規則)	・業務執行理事会に関する部
第40条理事会及び業務執行理事会に関	第40条 理事会に関する事項は、法令	分を削除する。
する事項は、法令又はこの定款のほか理	又はこの定款のほか、理事会において	
事会において定める理事会規則による。	定める理事 会規則による。	
(法人の構成員)	(法人の構成員)	・理事は総会での議決権を有
第6条 この法人に次の会員を置く。	第6条 この法人に次の会員を置く。	しない(理事は自動的に正会
(1) 正会員 この法人の目的に賛同して	(1)正会員 この法人の目的に賛同し	員にはならない)変更をす
入会した個人で、この法人の理事及び加	て入会した個人で、加盟団体を代表する	る。詳細は「会員及び会費に
盟団体を代表する者(この法人の理事で	者	関する規程」で定める。
<u> </u>	¹ (2) 普通会員 この法人の目的に賛同	・理事として正会員になるこ
(2) 普通会員この法人の目的に賛同し	し事業に協力する個人	とがなくなる ため (1人が2票
事業に協力する個人	(3) 賛助会員 この法人の事業を援助	もつことがなくなるため)、
(3) 賛助会員この法人の事業を援助す	する個人又は団体	(1) 末尾のかっこがき
る個人又は団体	(4) 名誉会員 この法人に特に功労の	「(この法人の理事である者
(4)名誉会員この法人に特に功労のあ	あった者で、総会の決議によって推薦さ	を除く)」も削除する。

The state of the s	T	
った者で、総会の決議によって推薦され	れた者	※併せて、会員及び会費に関す
た者	2 (略)	る規程も改正
2 (略)		※総会は地方組織代表者(=正
		会員)で構成さるべきなの
		で、地方組織等との間の 権限
		関係の明確化を要請している
		ガバナンスコード原則13
		(1) への適合も図ってい
		る。
(役員の設置)	(役員の設置)	・常務理事を廃止するため、
第26条	第26条	常務理事に関する部分を削除
(略)	(略)	する。
2 理事のうち、1名を会長、若干名を副	2 理事のうち、1名を会長、若干名を	
会長、1名を専務理事、8名以内を常務	副会長、1名を専務理事とする。	
理事とする。	3 前項の会長をもって一般法人法上の	
性更 とする。 3 前項の会長をもって一般法人法上の代	代表理事とし、副会長及び専務理事をも	
	って同法 第91条第1項第2号の業務	
表理事とし、副会長、専務理事及び常務	1	
理事をもって同法第91条第1項第2号	執行理事とする。	
の業務執行理事とする。		
(役員の選任)	(役員の選任)	・常務理事に関する部分を削
第27条 (略)	第27条 (略)	除する。
2 会長、副会長 <u>、</u> 専務理事 <u>及び常務理事</u>	2 会長、副会長及び専務理事は、理事	
は、理事会の決議によって理事の中から	会の決議によって理事の中から選定す	
選定する。	る。	
3 (略)	3 (略)	
4 (略)	4 (略)	
5 (略)	5 (略)	
(理事の職務及び権限)	(理事の職務及び権限)	・常務理事に関する部分を削
第28条(略)	第28条(略)	除する。
2 (略)	2 (略)	1777 200
3 (略)	3 (略)	
4 (略)		
V		
5 常務理事は、会長、副会長及び専務理	(削除)	
事を補佐し、この法人の業務を分担執行		
<u> </u>		
6 会長、副会長、専務理事及び常務理事	5 会長、副会長及び専務理事は、毎事	
は、毎事業年度に4か月を超える間隔で	業年 度に4か月を超える間隔で2回以	
2回以上、自己の職務の執行の状況を理	上、自己の職務の執行の状況を理事会に	
事会に報告しなければならない。	報告しなければならない。	
(権限)	(権限)	・常務理事に関する部分を削
第35条 理事会は、次の職務を行う。	第35条 理事会は、次の職務を行う。	除する。
(1) この法人の業務執行の決定	(1) この法人の業務執行の決定	
(2) 理事の職務の執行の監督	(2) 理事の職務の執行の監督	
(3) 会長、副会長、専務理事及び常務	(3) 会長、副会長及び専務理事の選	
理事の選定及び解職	定及び解職	
(以下略)	(以下略)	
\シ・ ** /	\シ\ 1 ™H /	

【定款 新旧対照表2】

10000000000000000000000000000000000000		
変更前	変更後	説明
(除名)	(除名)	他の条項ではすべて「前項」
第11条	第11条	を使用しているので文言を統
(略)	(略)	一するため。
2 本条第1項により会員を除名する場	2 前項各号により会員を除名する場	
合、当該会員に対し、総会の日から1週	合、当該会員に対し、総会の日から1週	
間前までに除名する旨の通知を発し、総	間前までに除名する旨の通知を発し、総	
会において決議の前に弁明する機会を与	会において決議の前に弁明する機会を与	
えなければならない。	えなければならない。	
(会員資格の喪失)	(会員資格の喪失)	<第 12 条第 1 項の変更>

第10条 (議教の) は (議教) (議教) (議教) (議教) (議教) (議教) (議教) (議教)		T	
は、その資格を展集する。 (1) 第8条の支払適務を1年以上履行しなかったとき。 (2) 総正会員が同意したとき。 (3) 当該会員が完亡し、又は団体が解散したとき。 (3) 当該会員が完亡し、又は団体が解散したとき。 (3) 当該会員が完亡し、又は団体が解散したとき。 (4) 第7条を第2項に該当することとなった場合の資格使失の規定と立たとき。 (4) 第7条を第2項に該当することとなった場合の資格使失の規定と立たときは、その資格を接集する。 (4) 第7条を第2項に該当することとなった場合の資格使失の規定と立たときは、その資格を接集する。 (4) 第7条を表ときは、その資格を接集する。 (5) 正会員に太のいずれかに該当する。 (5) 正会員に太のいずれかに該当する。 (5) 正会員に太のいずれが成者の資格を要失した。 (6) 正会員に太のいずれが成者の資格を要失した。 (7) 正会員に太のいずれが成者の資格を要失した。 (7) 正会員に太のいずれが成者の資格を要失した。 (8) 第17条 (第) 第	第12条 <u>前2条</u> の場合のほか、会員は、 次のいずれかに該当するに至ったとき	第12条 前条の場合のほか、会員は、 次のいずれかに該当するに至ったとき	第 10 条(謹慎処分)は資格 を失うことに関する条文では
(1) 第8 条の支払義務を1 年以上販行 たかったとき。 (2) 徳正会員約兩意したとき。 (3) 当該会員が完立したとき。 (3) 当該会員が完立したとき。 (3) 当該会員が完立したとき。 (4) 第7 条第 2 項に護当することと たったとと (4) 第7 条第 2 項に護当することと なった場合の資格要決り成党 (4) 第17条 (6) 2 正会員に 次のいずれた該当する 三会員は 加盟団体を代表す 遊園 上でいる加盟団体の代表者が 遊見している加盟団体が代表者が 遊見している加盟団体が代表者が 遊見している加盟団体が代表者が が表かった場合等の資格を表したとき (4) 第7 条 (6) 2 (6) 3 総会の指集は、総会の目の 1 週間前 まつに、正会員は対して、会議の目時、場 第1 7条 (6) 2 (6) 3 総会の指集は、総会の目の 1 週間前 まつに、正会員は対して、会議の目時、場 2 (6) 2 (6) 3 総会の指集はより、その通知を発したければならない。 (4) 8 (6) 4 (7) 4 (
したかったとき。			
(2) 総正会員が開意したとき。 (3) 当該会員が死亡し、又は団体が解散したとき。 (3) 当該会員が死亡し、又は団体が解散したとき。 (4) 第7 条第 2 項に護事することとなった場合の資格喪失の規定がないため、(4) を廻加することとでもたとき。 (4) 第7 条第 2 項に護事することとなった場合の資格喪失の規定がないため、(4) を廻加することを言ったときは、全商者の資格を喪失した。 (2) 正会員である加盟団体の代表者が開産している加盟団体の代表者が、関連している加盟団体の代表者が、関連している加盟団体の代表者が、関連している加盟団体の代表者が、関連している加盟団体の代表者が、関連している加盟団体の代表者が、関係している加盟団体の代表者が、関係している加盟団体の代表者が、関係している加盟団体の代表者が、関係している加盟団体の代表者が、関係者の音を最近した音楽スは、経会の用の1 週間前までに、正会員に対して、会職の日時、場下、目前での場合で定める事事を記載した書面又は選出がおおよい。より、その通知を見しなければならない。ただし、総会に出版しない。 「その他は合で定める事が、違いたまのできることとせる、ときは、全国団体主でにその連加を全しなが、ただし、変化の表示をのととの問題する。 (議決権の数) 第19条 (限) 第20条 (略) (議決権の数) 第20条 (略) (議決権の数) 第20条 (略) (議決権の数) 第20条 (略) (議決権のでは、食権者ごとに第1項の決議を行わなければならない、現実人は第2条 (略) 第20条 (略) (議決権の数) 第20条 (略) (議決権のでは、食権者ごとに第1項の決議を行わなければならない、現実人は第2条 (略) 第20条 (略) (議決権のでは、食権者ごとに第1項の決議を行わなければならない、理事又は監事を選任する政策を登上のる場合には、通事数の検討者の者が放め変と各条第1項に対したない。現実人は第2の条(を第1項にかる定数を目のる場合には、選事数の検討者の者が放め変と各条第1項になる定数を目のる場合には、選事数の検討者の者が放め変と各条第1項にならない表現を統一する。 (議決権の代連行後) 総会に出席できる正会員も、			
(3) 当該会員が死亡し、又は団体が解散したとき。 (3) 当該会員が死亡し、又は団体が解散したとき。 (4) 第7条第2項に該当することとなった場合の資格疾失の現底なったとき。 (4) 第7条第2項に該当することとなった場合の資格疾失の現底がなったとき。 (5) 正会員に、次のパブれかに該当する。 (5) 正会員である加盟団体の代表者が、当該団体の代表者が、当該団体の代表者が、当該団体の代表者が、当該団体の代表者が、当該団体の代表者が、西国している加盟団体の代表者が、西国している加盟団体の代表者が、西国している加盟団体の代表者が、西国している加盟団体の代表者が、のこれを整備するとものでなったとき。 (5) 工会員に対して、会議の目時、場所、目的での名事理を報した書面又は一般所、目のとの担張や定める事項を表した。正会員に対して、会議の目時、場所、目的である事理を報した書面又は機能を受しなければならない。 (4) 第1条(略) (4) 第2条(略) (4) 第3 総会の日の1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目のの担張や定める事項を思えればならず、ため、これを整備するとのである事項を制まればならない。ただ、能力の組織や定める事項を思えない。 (4) 第4条(略) (4) 第4条(略) (4) 第4条(略) (4) 第5条(略) (4) 第4条(略) (5) 第4条(略) (5) 第4条(略) (5) 第4条(略) (6) 第5条(略) (6) 第4条(略) (6) 第5条(略) (6) 第2の条(略) (6) 第2 (8) 第2 (8	- *		
散したとき。			
(4) 第 7 条第 2 項に該当することと なったとき なったとき なったとき 2 正会目は、弦のいずれかに該当する (※ 第 12 条第 2 項の > (※ 12 条第 2 項の) (※ 12 条第 2 项の) (※ 12 条 2 延の) (※ 12 至 2 延の) (※			
2 正会員は、次のいずれかに該当する	散したとき。	-	
全国会員は、次のいずれかに該当する 正会員は「加盟団体を代表する に至ったときは、その資格を展失する。		<u>(4) 第7条第2項に該当することと</u>	がないため(4)を追加す
全国会員は、次のいずれかに該当する 正会員は「加盟団体を代表する に至ったときは、その資格を展失する。		なったとき。	る。
(福集)			<第 12 条第 2 項の>
(福集) (福美) (福美) (福美) (福美) (福美) (福美) (福美) (福美			
が、当該団体の代表者の資格を喪失したとき。			
上き。			_
(招集) (招集) (招集) (招集) (招集) (招集) (招集) (招集)			
(招集) 第17条 (略) 2 (略) 第17条 (略) 3 総会の招集は、総会の日の1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は建立自分の素態者というが表します。 並たま面又は建立自分の素態者となければならない。 4 (略) 4 (略) (議決権を行使することができることとするときは、2週間前までにその通知を発しなければならない。ただし、総会に出版しないとだし、近れはならない。ただし、総会に出版しないとなど、定性、上登員が書面又は電かの方法により、その正の表現には正会員の承諾を得て」ときは、2週間前までにその通知を発しなければならない。ただし、差には正会員の承諾を得て」と対しばならない。ただし、差には正会員の承諾を得て」ときは、2週間前までに注正会員の承諾を得て」とない。ただし、差には正会員の承諾を得て」、6、常年を明記する。 (議決権を行しては、(権権をとなり、主を支上を明記する。 (法議) 第19条 (略) 第19条 (略) 第19条 (略) 第19条 (略) 第19条 (略) 第20条 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を選出するに第1項の決議を行わなければならない。理事文は監事を選任する法とを第1項の決議を行わなければならない。理事文は監事を選任する法とを第1項の決議を行わなければならない。理事文は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上間る場合には、過半数の教践を得入を指すの中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使) 総会に出席できる正会員も、			
(招集)		(2)正会員である加盟団体の代表者が	
(招集) 第17条 (路) 2 (路) 3 総会の招集は、総会の日の1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的方を必事項を記載した書面又は電脳的方法により、その通知を発しなければならない。 4 (路) 4 (路) (()		所属している加盟団体が加盟団体でなく	が変わった場合等の資格を喪
(招集) 第17条 (路) 2 (路) 3 総会の招集は、総会の日の1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的方を必事項を記載した書面又は電脳的方法により、その通知を発しなければならない。 4 (路) 4 (路) (()		なったとき	失する場合の規定がないた
(招集) 第17条 (略) 2 (略) 3 総会の招集は、総会の日の1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。 4 (略) 4 (略) 4 (略) 4 (略) 5 (章 被的方法により、その通知を発しなければならない。 4 (略) 4 (略) 5 (章 被的方法により、その通知を発しなければならない。 4 (略) 5 (章 被的方法により、その通知を発しなければならない。 5 (章 被的方法により、差を出席しない。正会員が書面又は電磁的方法によって議会ときは、2週間前までにその通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない。正会員の承諾を得て「一般法人法第39条第3項にはならない。ただし、総会に出席による違の承諾が必要になることを明記する。 4 (略) 4 (略) 6 (議決権の数) 第19条 (略) 7 (第20条 (略) 2 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を選抜するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事を経行する法をを決しては、以来後の行使を認める場合には、一般法人法第39条第1項にときるといことを定款上も明確にするために「ただし」以下を追加する。 4 (映画) 7 (議決権の行使を認める場合には、一般法人法第39条第1項にし書きに基づき2週間前までに近り以下を追加する。 4 (映画) 7 (議決権の行使を認める場合には、一般法人法第39条第1項にときた。第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事を選任する議案を逃議者では、「議決権の行政と認める場合には、第19条 (略) 2 (略) 3 (地本では、というなが、とのかれに対するというなが、とのかれに対するというなが、とのかれに対するというなが、とのかれに対するというなが、というなが			
(招集) 第17条 (略) 2 (略) 3 総会の招集は、総会の日の1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、2 (略) 3 総会の招集は、総会の日の1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。 4 (略) 4 (略) 4 (略) 4 (略) (議決権の数) 第19条 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を選法するに際1第9条 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を選法するにほ、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の教成を得た候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合をは、過半数の教成を得た候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の教成を得た候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の教成を得た候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の教成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。(議決権の代理行使) (議決権の代理行使) (議決権の代理行使) (経) 第17条 (略) 2 (略) 2 (略) 3 經会の招集は、総会の日の1週間前、古でに正会議の日時、場場知に目かる経過知ければならない。主義日の一般法人法第39条第3項に通知を発しておばればならない。2 (をたじまる) 2 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を法法 3 理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の教滅を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の定数を上回る場合には、過半数の教滅を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。(議決権の代理行使) 総会に出席できる正会員も、			
第17条 (略) 2 (略) 3 総会の招集は、総会の日の1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電施的方法により、その通知を発しなければならない。 4 (略) 4 (略) (職) (職) (職) (職) (職) (職) (職)	(辺隹)	(切隹)	
2 (略) 3 総会の招集は、総会の日の1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は 塩酸的方法により、その通知を発しなければならない。 4 (略) 4 (他)			
3 総会の招集は、総会の日の1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的方法により、その通知を発しなければならない。			
でに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。 4 (略) 4 (略) までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的その他法令で定める事項を記載しなければならない。 はた書面又は鑑正会員の承諾を得て電磁的方法により、その通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするとさは、2週間前までにその通知を発しなければならない。 4 (略) (議決権の数) 第19条 (略) (議決権の数) 第19条 (略) (議決権の数) 第20条 (略) (議決権) 第19条 (略) (議決権) 第19条 (略) (談議) 第20条 (略) (談議) (談議) (談議) (談議) (認述) (記述) (記述	* ***	1	
所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。 4 (略)			
電磁的方法により、その通知を発しなければならない。 4 (略)		までに、正会員に対して、会議の日時、	
### (略)	所、 <u>目的である事項</u> を記載した書面又は	場所、目的その他法令で定める事項を記	ばならず、そのことを明記す
ばならない。 <u>ただし、総会に出席しない</u> 正会員が書面又は電磁的方法によって議 決権を行使することができることとする ときは、2週間前までにその通知を発し、より、電磁的方法により招集 「無力をしたければならない。」 (電磁的方法により、その通知を発しなけ	載した書面又は総正会員の承諾を得て電	る。
ばならない。 <u>ただし、総会に出席しない</u> 正会員が書面又は電磁的方法によって議 決権を行使することができることとする ときは、2週間前までにその通知を発し、より、電磁的方法により招集 「無力をしたければならない。」 (ればならない。	磁的方法により、その通知を発しなけれ	<「総正会員の承諾を得て」
正会員が書面又は電磁的方法によって議 洗権を行使することとできることとする ときは、2週間前までにその通知を発し なければならない。 4 (略) (議決権 <u>の数</u>) 第19条 (略) 第19条 (略) 第20条 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を <u>議決</u> するに際しては、候補者ごとに第1項の決 議を行わなければならない。理事又は監事を選任する議案を施力さいに、選事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使) (議決権の代理行使) (議決権) 第19条 (略) 第20条 (略) 8 20条 (M) 8 20条 (M) 8 20条 (M) 8 20条 (M) 8 20条			
決権を行使することができることとするときは、2週間前までにその通知を発しなければならない。	1 (64)		
上きは、2週間前までにその通知を発しなければならない。			
本ければならない。			
4 (略) る。			
(議決権の数) 第19条 (略) (議決権) 第20条 (略) (決議) 第20条 (略) 2 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事を選任する議案を表生でおよりればならない。理事又は監事を選任する議案を表生である定数を上回る場合には、過半数の費成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使) (議決権の代理行使) (議決権) 第19条 (略) (決議) 第20条 (略) 2 (略) 2 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を表達で表達で表達を行わなければならない。理事又は監事を選任する議案を決護ない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の費成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使) (議決権の代理行使) (総会に出席できる正会員も、			
総会において書面による議決権の行使を認める場合には、一般法人法第39条第1項但 し書きに基づき2週間前までに通知を発しなければならないことを定款上も明確にするために「ただし」以下を追加する。 (議決権の数) 第19条 (略) 第19条 (略) 第19条 (略) 第20条 (略) 2 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を護決するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使) 総会において書面による議決権他の一般法第39条第1項にとを定款上も明確にするために「ただし」以下を追加する。 他の条項では「議決する」ではなく「決議する」が使用されているため、表現を統一する。 他の条項では「議決する」ではなく「決議する」が使用されているため、表現を統一する。 他の条項では「議決する」ではなく「決議する」が使用されているため、表現を統一する。 他の条項では「議決する」ではなく「決議する」が使用されているため、表現を統一する。 他の条項では「議決する」ではなく「決議する」が使用されているため、表現を統一する。 他の条項では「議決する」ではなく「決議する」が使用されているため、表現を統一する。 他の条項では「議決する」がはなく「決議する」が使用されているため、表現を統一する。 他の条項では「議決する」がはなく「決議する」が使用されているため、表現を統一する。 他の条項では「議決する」がはなく「決議する」が使用されているため、表現を統一する。 他の条項では「議決する」がはなく「決議する」が使用されているといる。 は、注意など、「決議など、「対ななど、「決議など、「対ななど、「決議など、「対ななど、「対ななど、「決議など、「対ななど、「対ななど、「対ななど、「対ななど、「対ななど、「対ななど、「対ななど、「対ななど、」といなど、「対ななど、など、「対ななど、「対ななど、など、「対ななど、など、など、など、など、など、など、など、など、など、など、など、など、		4 (略)	
(議決権 <u>の数</u>) (議決権 <u>の数</u>) (議決権) 第19条 (略) ((議議) 第20条 (略) ((政議) ((政議) 第20条 (略) ((政議) ((知述) ((政議) ((知述) ((政議) ((知述) ((政議) ((政議) ((政議) ((知述) ((政議) ((知述)			<ただし書き>
一般法人法第39条第1項但し書きに基づき2週間前までに通知を発しなければならないことを定款上も明確にするために「ただし」以下を追加する。 (議決権の数)			総会において書面による議決
し書きに基づき 2 週間前まで に通知を発しなければならな いことを定款上も明確にする ために「ただし」以下を追加 する。 (議決権) 第19条 (略) 第19条 (略) 第20条 (略) 2 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の費成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使) に書きに基づき 2 週間前まで に通知を発しなければならない いことを定款上も明確にする ために「ただし」以下を追加 する。 (機決権) 第20条 (略) 2 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を決議 するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の費成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使) に書きに基づき 2 週間前まで に通知を発しなければならない 「議決権」というタイトルがつけられているため変更する。 他の条項では「議決する」が使用されているため、表現を統一する。 を監事の候補者でとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の費成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使)			権の行使を認める場合には、
し書きに基づき 2 週間前まで に通知を発しなければならな いことを定款上も明確にする ために「ただし」以下を追加 する。 (議決権) 第19条 (略) 第19条 (略) 第20条 (略) 2 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の費成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使) に書きに基づき 2 週間前まで に通知を発しなければならない いことを定款上も明確にする ために「ただし」以下を追加 する。 (機決権) 第20条 (略) 2 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を決議 するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の費成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使) に書きに基づき 2 週間前まで に通知を発しなければならない 「議決権」というタイトルがつけられているため変更する。 他の条項では「議決する」が使用されているため、表現を統一する。 を監事の候補者でとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の費成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使)			一般法人法第39条第1項但
(議決権 <u>の数</u>) (議決権 <u>の数</u>) (議決権) 第19条 (略) (議決権) 第20条 (略) (決議) 第20条 (略) 2 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を <u>議決するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事を選任する議案を決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使) (議決権の代理行使) (議決権の代理行使)</u>			
(議決権 <u>の数)</u> (議決権) 第19条 (略) (議決権) 第19条 (略) (決議) 第20条 (略) 2 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を <u>議決</u> するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使) (議決権の代理行使) にことを定款上も明確にするために「法決を追加する。 (決議) 第20条 (略) 2 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を決議する。 他の条項では「議決する」ではなく「決議する」が使用されているため、表現を統一する。 に定める定数を上回る場合には、過半数の対策26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の対策26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の対策26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の対策を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使)			
(議決権 <u>の数</u>) 第19条 (略) (議決権) 第19条 (略) (議決権) 第19条 (略) (決議) 第20条 (略) 2 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を <u>議決</u> するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使) ために「ただし」以下を追加する。 (議決権) 第19条 (略) 2 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を決議する」ではなく「決議する」ではなく「決議する」が使用されているため、表現を統一する。 (決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。			
(議決権の数) (議決権) 第19条 (略) (議決権) 第19条 (略) (決議) 第20条 (略) (決議) 第20条 (略) 2 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を <u>議決</u> するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使) (議決権の代理行使) (議決権) (決議) (決議) (決議) (決議) (決議) (他の条項では「議決する」ではなく「決議する」が使用されているため、表現を統一する。 (本表現を統一する。 (本表現を統一する。) (表現を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の背成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使)			
(議決権の数) (議決権) 一般的にこの条項は「議決権」というタイトルがつけられているため変更する。 (決議) (決議) 他の条項では「議決する」ではなく「決議する」が使用されているため、表現を統一するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 る。 (議決権の代理行使) (議決権の代理行使) 総会に出席できる正会員も、			- -
第19条 (略) 第19条 (略) 権」というタイトルがつけられているため変更する。 (決議) (決議) (決議) 他の条項では「議決する」で第20条 (略) 2 (略) 2 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使) 総会に出席できる正会員も、	(学为4年の44)	(辛安 ンh 4年)	
(決議) 第20条 (略) 2 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使) (決議) 第20条 (略) 2 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を決議する。が使用されているため、表現を統一する。 (職業を行わなければならない。理事又は監事の候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使)			
(決議) 第20条 (略) 2 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を <u>議決</u> するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使) (決議) 第20条 (略) 第20条 (格) 第20条 (略) 第20条 (本表示表表示表示表示表示表示表示表示表示表示表示表示表示表示表示表示表示表示表	第19条 (略)	第19条(略)	
第20条 (略) 2 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使) 第20条 (略) 2 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使) 総会に出席できる正会員も、			
2 (略) 2 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を 未決議 おことに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 本で数の枠に達するまでの者を選任する。 2 (略) 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 なごといるに関しては、は、過半数の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の対域を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 などの対域を得た候補者の中から得票数の多いにできる正会員も、			_ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3 理事又は監事を選任する議案を <u>議決</u> するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使) 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。	第20条 (略)	第20条 (略)	はなく「決議する」が使用さ
3 理事又は監事を選任する議案を <u>議決</u> するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使) 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。	2 (略)	2 (略)	れているため、表現を統一す
るに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使) するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。	3 理事又は監事を選任する議案を議決す	3 理事又は監事を選任する議案を決議	る。
議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。 (議決権の代理行使)			
事の候補者の合計数が第26条第1項に 定める定数を上回る場合には、過半数の 賛成を得た候補者の中から得票数の多い 順に、定数の枠に達するまでの者を選任 する。 (議決権の代理行使) 監事の候補者の合計数が第26条第1項 に定める定数を上回る場合には、過半数 の賛成を得た候補者の中から得票数の多い い順に、定数の枠に達するまでの者を選 任する。 (議決権の代理行使) 総会に出席できる正会員も、			
定める定数を上回る場合には、過半数の 賛成を得た候補者の中から得票数の多い 順に、定数の枠に達するまでの者を選任 する。 (議決権の代理行使) に定める定数を上回る場合には、過半数 の賛成を得た候補者の中から得票数の多い い順に、定数の枠に達するまでの者を選任 任する。 (議決権の代理行使) 総会に出席できる正会員も、			
賛成を得た候補者の中から得票数の多い 順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。の賛成を得た候補者の中から得票数の多いに変数の枠に達するまでの者を選任する。(議決権の代理行使)(議決権の代理行使)総会に出席できる正会員も、			
順に、定数の枠に達するまでの者を選任 する。			
する。任する。任する。総会に出席できる正会員も、			
(議決権の代理行使) 総会に出席できる正会員も、			
			() ()
第21条 <u>総会に出席できない</u> 正会員は、 第21条 正会員は、他の正会員又は普 総会に出席できない正会員も			
	第21条 総会に出席できない正会員は、	第21条 正会員は、他の正会員又は普	総会に出席できない正会員も

		/h:四 1 ナ 山
他の正会員又は普通会員を代理人として	通会員を代理人として議決権の行使を委	代理人を出席させることがで
議決権の行使を委任することができる。	任することができる。	きる」ので、「総会に出席で
		きない」という文言を削除す
		る。
(総会の決議の省略)	(総会の決議の省略)	総会の決議の省略手続きにお
第24条 正会員が総会の決議の目的であ	第24条 理事又は正会員が総会の決議	ける「提案(=提案書を通知
る事項について提案した場合において、	の目的である事項について提案した場合	する行為)」は、正会員だけ
その提案について、正会員の全員が書面	において、その提案について、正会員の	でなく「理事」もできるので
又は電磁的記録により同意の意思表示を	全員が書面又は電磁的記録により同意の	そのことを明記する。(一般
したときは、その提案を可決する旨の総	意思表示をしたときは、その提案を可決	法人法第58条第1項)
会の決議があったものとみなす。	する旨の総会の決議があったものとみな	
云の仏職があったものとかなり。	する自の心云の仏戒があったものとかはす。	
(41. E a = 1. EE)		副人員の日料によった。「世子
(役員の設置)	(役員の設置)	副会長の員数について「若干
第26条(略)	第26条(略)	名」とすることは、機関設計
2 理事のうち、1名を会長、 <u>若干名</u> を副	2 理事のうち、1名を会長、 <u>2名</u> を副	が不明瞭となりガバナンスの
会長、1名を専務理事とする。	会長、1名を専務理事とする。	観点からは好ましくないこと
3 (略)	3 (略)	から、これを明瞭にする。
(責任の免除又は限定)	(責任の一部免除及び責任限定契約)	「責任の免除または限定」は
第33条(略)	第33条(略)	正確な表現ではないため、一
2 (略)	2 (略)	般法人法に基づく正確な表現
		に変更する。
(構成)	(構成)	第 18 条第 2 項は「前項の規
第34条	第34条	定によっても議長が定まらな
(略)	(略)	いときは、総会において正会
3 議長選任については第18条を準用す	3 議長選任については第18条第1項	員の中から選出する」と、正
	5 歳及医性に 3 (会員に関する規定で理事会に
る。	を手用する。	
		適用することは不適当なた
		め、準用する範囲を第 1 項に
([6 89])	(15-89)	限定する。
(権限)	(権限)	一般法人法に基づく正確な表
第35条	第35条	現である「責任の一部免除」
(略)	(略)	に修正する。
2 理事会は、次に掲げる事項その他の重	2 理事会は、次に掲げる事項その他の	
要な業務執行の決定を理事に委任するこ	重要な業務執行の決定を理事に委任する	
とができない。	ことができない。	
$(1) \sim (5)$ 略	(1) ~ (5) 略	
(6) 第33条第1項の責任の免除及び	(6) 第33条第1項の責任の一部免除	
同条第2項の責任限定契約の締結	及び 同条第2項の責任限定契約の締結	
(専門部及び専門委員会)	(専門部及び専門委員会)	<第 1 項>
第41条 この法人の業務遂行上必要があ	第41条 この法人の業務遂行上必要が	他の条項と表現を合わせるた
るときは、理事会の議決を経て専門部及	あるときは、理事会の決議を経て専門部	めに「決議」とする。
び専門委員会を設けることができる。	及び専門委員会を設けることができる。	->1- DOMEST C 7 100
2 (略)	2 (略)	 <第 3 項>
<u> </u>	3 専門部及び専門委員会は、法令にお	へ易 3 頃/ 専門部及び専門委員会が法令
	いて総会及び理事会の権限と定めるもの	で定められた総会及び理事会
	以外の事項について協議し、決議するこ	の権限を奪うことができない
	とができる。	ことを明記する。
(事業計画及び収支予算)	(事業計画及び収支予算)	<第1項>
第46条 この法人の事業計画書、収支予	第46条 この法人の事業計画書、収支	変更する場合の書類が「事業
算書、資金調達及び設備投資の見込みを	予算書、資金調達及び設備投資の見込み	計画及び収支予算」に限定さ
記載した書類については、会長が、その	を記載した書類については、会長が、そ	れており、「資金調達及び設
事業年度開始日の前日までに作成し、理	の事業年度開始日の前日までに作成し、	備投資の見込みを記載した書
事会の決議後、総会の承認を得なければ	理事会の決議後、総会の承認を得なけれ	類」が漏れているので、これ
ならない。事業計画及び収支予算を変更	ばならない。これを変更する場合も同様	らすべてを含む表現として
しようとする場合も同様とする。	とする。	「これを変更する場合も同様
2 会長は、第1項の事業計画又は予算を	2 (削除)	とする。」に修正する。
変更しようとするときは、総会の承認を	2 第 1 項の書類については、主たる事	<第2項>
得かけれげからかい ただし 軽微か変	終所及び従たる事終而に 当該重業年度	第 項と第 9 項は内容が重
得なければならない。ただし、軽微な変 更についてはこの限りでない。	務所及び従たる事務所に、当該事業年度 が終了するまでの間備え置き、一般の閲	第 1 項と第 2 項は内容が重 なっており、いずれが正しい

3 第 1 項の書類については、主たる事 覧に供するものとする。(略) 手続きなのか不明確なため、 務所に、当該事業年度が終了するまでの 第2項を削除する。第2項 間備え置き、一般の閲覧に供するものと がなくなるため第 3 項の番号 する。 を繰り上げる。 <第3項> 定款第2条第2項に「従た る事務所」の規定があること から、「従たる事務所」にも 備え置くことを明記する。な お現時点で日本連盟には「従 たる事務所」はない。 (事業報告及び収支決算) (事業報告及び収支決算) 第47条 この法人の事業報告及び決算に 第47条 この法人の事業報告及び決算 ついては、毎事業年度終了後、会長が次 については、毎事業年度終了後、会長が の書類を作成し、監事の監査を受けた上 次の書類を作成し、監事の監査を受けた 上で、理事会の承認を受けなければな で、理事会の承認を受けなければな らな い。 らない。 (1) 事業報告 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味 (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味 財産増減計算書)の附属明細書 財産増減計算書)の附属明細書 <第2項> (6) 財産目録 (6) 財産目録 定款第 15条第4号では総会決 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 議事項として「(4) 貸借対 号の書類については定時総会に報告し, 1号の書類については定時総会に報告 照表及び損益計算書(正味財 第3号、第4号及び第6号の書類につい し、第3号、第4号、第5号及び第6号 産増減計算書)並びにこれら ては定時総会の承認を受けなければなら の書類については定時総会の承認を受け の附属明細書の承認」と規定 なければならない。 されていることとの整合性を ない。 3 第1項の書類のほか、次の書類を主 図るために、修正をする。 3 第1項の書類のほか、次の書類を主た る事務所に5年間備え置き、一般の閲覧 たる事務所に5年間、また、従たる事務 <第3項> に供するとともに、定款、正会員名簿を 所に3年間備え置き、一般の閲覧に供す 定款第2条第2項に「従た 主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に るとともに、定款、正会員名簿を主たる る事務所」の規定があること 供するものとする。 事務所に備え置き、一般の閲覧に供する から、「従たる事務所」にも $(1) \sim (4)$ (略) ものとする。 備え置くことを明記する。な $(1) \sim (4)$ (略) お現時点で日本連盟には「従 たる事務所」はない。 (公益目的取得財産残額の算定) (公益目的取得財産残額の算定) 参照する条項は正しくは「前 第48条 会長は、公益社団法人及び公益 第48条 会長は、公益社団法人及び公 条第 3 項第 4 号 なので修 財団法人の認定等に関する法律(以下 益財団法人の認定等に関する法律(以下 正する。 「公益法人法」という。) 施行規則第4 「公益法人法」という。) 施行規則第4 参考:第47条第3項第4 8条の規定に基づき、毎事業年度、当該 8条の規定に基づき、毎事業年度、当該 号の書類「運営組織及び事業 事業年度の末日における公益目的取得財 事業年度の末日における公益目的取得財 活動の状況の概要及びこれら 産残額を算定し、前条第5項第4号の書 産残額を算定し、前条第3項第4号の書 に 関する数値のうち重要なも 類に記載するものとする。 類に記載するものとする。 のを記載した書類」 (公告の方法) 一般的な文言である「事故そ (公告の方法) 第57条 (略) 第57条 (略) の他やむ得ない事由」に修正 2 やむ得ない事由により、前項の電子公 2 事故その他やむ得ない事由により、 する。 告によることができない場合は、官報に 前項の電子公告によることができない場 掲載する方法による。 合は、官報に掲載する方法による。 (その他) 削除により空欄となっている条項を削除して、以下の条数を繰り上げる

吉沼理事:役員選任規則を参考資料として出してもらいたい。

※参考資料

【役員選任規則 新旧対昭表】

削除する条数:第42条、第43条、第45条

	カーロンナンバラく		
変更前		変更後	説明
<タイトル>		<タイトル>	・定年、任期に関する定め

役員選任規則	役員の選任、定年及び任期に関する規則	を追加するためタイトルに
(目 的) 第1条 一般社団法人日本ボクシング連盟 (以下「本連盟」という。)の役員(理 事及び監事)の選任に関する事項は、法 令又は定款に定めるもののほか、この規 則の定めるところによる。	(目 的) 第1条 一般社団法人日本ボクシング連盟 (以下「本連盟」という。)の役員(理 事及び監事)の選任、 <u>定年及び任期</u> に関 する事項は、法令又は定款に定めるもの のほか、この規則の定めるところによ る。	その旨を明示する。 ・定年、任期に関する定め を追加するため 第 1 条 (目的)にその旨を追加す る。
(候補者の推薦) 第2条 理事候補者については、次の各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で、総会に推薦するものとする。 (1) 理事会が推薦する者30名以内 (2) 加盟都道府県ブロック連盟が互選により推薦する者9名以内 (3) 学識経験者5名以内	(候補者の推薦) 第2条 理事候補者については、次の各号 に掲げる者の中から、それぞれの各号に 定める人数の範囲内で、総会に推薦する ものとする。 (1) 理事会が推薦する者22名以内 (2) ブロック協議委員会が互選により推 薦する者2名以内 (3) 学識経験者7名以内	・定款上の理事定員数の変 更に関連して推薦者数を変 更に関連して推薦者数を変 更する。定款上の理事定員 の上限を16名(40名 ⇒24名)減少させること に対応して(1)を8名減 少、(2)を7名減少させる 変更をする。 ・加盟都道府県ブロック連 盟がブロック協議委員会に 名称変更されたことを反映 する。 ・ガバナンスコード原則2 (1)【部理事25%以上】 にも合致するよう、(3)学識 経験者を2名増加。
第3章 役員定年制 (定年制) 第4条 理事及び監事は、選任時におい て、その年齢が <u>75歳(以下「制限年</u> <u>齢」という。)</u> 未満でなければならな い。 <u>ただし、第2条第3号に掲げる者が</u> 理事となる場合については定年制を適用 しないことができる。	第3章 役員定年制及び任期の制限 (定年制) 第4条 理事及び監事は、選任時において その年齢が <u>65</u> 歳未満でなければならな い。 2 任期中に満65歳を迎えた理事及び監 事の任期は、当該任期の満了するときま でとする。	・すべての理事及び監事の定年を65歳に引き下げる変更をする。
第5条 第3条第1号及び第2号により理事会及び加盟都道府県ブロック連盟が推薦した理事候補者が制限年齢を超えているときは、その者は、総会における理事選任にあたって、理事候補者となる資格を有しない。	(削除)	・第 4 条と内容が重なるため当該条項を削除する。
<u>(新設)</u>	(任期の制限) 第5条 理事及び監事の連続しての任期は 8年までとする。 2 任期中に連続しての任期が8年を超え た理事及び監事の任期は、当該任期の満 了するときまでとする。	・すべての理事及び監事の 連続しての任期を 8 年とす る任期の制限を設ける。

坂巻議長:この定款変更案に反対の方は挙手をお願いします。 (反対意見なし)

第 2 号議案 会員及び会費に関する規程変更について 【執行部】

【会員及び会費に関する規程 新旧対照表】

TARKOTA TOME WIRAMA		
変更前	変更後	説明
(正会員)	(正会員)	・理事は総会での議決権を
第2条 正会員は、次の号に該当する者を	第2条 正会員は、加盟団体を代表する者	有しない変更をする。
いう。	として、当該加盟団体から本連盟に届出	※総会は地方組織代表者(=
(1) 本連盟の理事	<u>をされた者</u> をいう。	正会員)で構成 さるべきな
(2) 加盟団体を代表する者として、当		ので、地方組織等との間の

該加盟 団体から本連盟に届出をされた者		権限関係の明確化を要請し ているガバナン スコード原
		則13(1)への適合も図
		っている。
(会費)	(会費)	・加盟団体の維持金につい
第7条	第7条	て現状にあわせて金額を修
(略)	(略)	正する。
2 この法人の加盟団体の加盟金及び維持	2 この法人の加盟団体の加盟金及び維持	
金 は次のとおりとする。	金は次のとおりとする。	
加盟金 10,000円(初年度のみ)	加盟金 10,000円(初年度のみ)	
維持金 50,000円 (毎年度)	維持金 70,000円 (毎年度)	

坂巻議長:この会員及び会費に関する規程変更案に反対の方は挙手をお願いします。 (反対意見なし)

第 3 号議案 報酬規程変更の件 【執行部】

坂巻議長:この報酬規程の変更に反対の方は挙手をお願いします。 (反対意見なし)

その他

①新登録システムの資料が欲しい。

及川次長:後日、共有します。

②寄付の税控除のシステムはできているのか。

仲間専務理事:まだ、できてはいないが公益化すれば受けやすくなると思う。

島袋氏: 寄付にも協力したいのでぜひお願いしたい。

③経理規則の中にキャッシュフロー計算書の作成が入っていないが作成しないのか。

大城オブザーバー:収益が大きな法人が対象となるが現在のボクシング連盟には法的に求められない。

以上